

三重県公用車（熊野庁舎管理分）広告掲載要領

（趣旨）

- 第1条 この要領は、三重県広告掲載要綱（以下「要綱」という。）に基づき、三重県（三重県企業庁を含む。）が、熊野庁舎で管理及び所有する車両（以下「公用車」という。）に掲載する広告の取り扱いについて、必要な事項を定めるものとする。
- 2 本広告は本県の厳しい財政状況を鑑み、県有資産である公用車の有効活用による収入確保を目的とする。

（掲載車両）

- 第2条 広告を掲載する公用車は、庁用車両のうち、広告スペースが確保できる車両とする。

（広告の掲載基準）

- 第3条 要綱第3条第4項に規定する広告掲載基準については、別紙「三重県公用車広告掲載基準」のとおりとする。

（広告の掲載方法）

- 第4条 公用車の車体への広告の掲載方法は、あらかじめ広告を印刷した粘着フィルム等（マグネットシートは除く。）の貼付によることとし、公用車の車体へ直接塗装する等の方法によることはできない。
- 2 前項の粘着フィルムは、広告掲載期間中における車体からはく離又は広告撤去時における車体の塗装のはく離及び広告のはく離残しを生じさせないものとする。

（広告の規格等）

- 第5条 広告の掲載場所は、原則、車体の両側面（2箇所・後列ドア）及び後面（1箇所）とする。
- 2 広告の規格（大きさ）は、掲載する公用車の掲載場所の大きさの範囲内とする。但し、公用車の運行の妨げになるような、ドアウインドウ、リアウインドウ、ドアノブ、ナンバープレート等への貼付は除くものとする。なお、標準的な規格は次のとおりとする。
- | | |
|-----------|---------------------|
| （1）車体の両側面 | 縦 40cm 程度×横 50cm 程度 |
| （2）車体の後面 | 縦 15cm 程度×横 30cm 程度 |
- 3 広告の中には、当該広告が県の有料広告と認識できるよう、「三重県有料広告事業」の文字を表示しなければならない。なお、標準的な規格は次のとおりとする。
- | | |
|-----------|--------------------|
| （1）車体の両側面 | 縦 5cm 以上×横 25cm 以上 |
| （2）車体の後面 | 縦 3cm 以上×横 15cm 以上 |

(広告の掲載期間)

第6条 要綱第5条に規定する広告の掲載期間は、原則会計年度（1年）単位とするが、特段の支障がない場合には、1ヵ月単位の掲載も可能とする。また、再掲載を妨げないが、その期間は最長3年とする。

2 広告を掲載した公用車が車両更新により運行を終えることとなった場合、その時点で広告の掲載期間は終了するものとする。

(広告の募集方法)

第7条 要綱第6条に規定する広告の募集方法は、原則として三重県ホームページに募集要項等を掲載することにより公募するものとする。

2 広告の掲載を希望する者は、三重県公用車（熊野庁舎管理分）広告掲載申込書兼誓約書（様式第1号）に次の資料を添付したもの（「以下申込書等」という。）を、県に提出するものとする。

(1) 広告のデザイン素案（A4カラー縮小版）

(2) 申込者の活動概要が分かる書類（企業のパンフレットやホームページに掲載している企業概要をプリントしたものなど）

(3) 使用する粘着フィルム等の商品名が分かる書類（カタログ等の写しで、「屋外の長期使用に耐えられ、広告撤去時にはく離跡が残りにくい素材」であることが分かるもの。）

(広告主の決定及び承諾)

第8条 県は、前条の申込書等を受理したときは、受理月の翌月末までに第17条に規定する三重県公用車（熊野庁舎管理分）広告掲載審査会の開催により、要綱第7条第1項に規定する順位により広告掲載を決定する。この場合、同じ順位のとときは、同一月に受理した申込書等の申込み順に、当該受理月現在における募集台数を上限として、1台ずつ配分するものとする。但し、専ら特定の業務に使用する公用車に、当該業務と関連する広告は掲載しないよう配分するものとする。

2 県は前項の規定により決定したときは、三重県公用車（熊野庁舎管理分）広告（掲載・不掲載）決定通知書（様式第2号）により当該申込者に通知する。

3 広告掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）は、県が指定する期限までに、三重県公用車（熊野庁舎管理分）広告掲載承諾書（様式第3号）を県に提出するものとする。

(広告デザインの確定及び提出)

第9条 広告主は、県が指定する日までに、県に広告デザインの確定版を提出しなければならない。但し、提出済みの素案から変更がない場合は提出不要とする。

2 県は、提出された広告デザインの確定版が第3条及び要綱第3条に規定する要件を満たしていないときその他広告の内容が不適当なときは、広告主に対し、広告

の内容の補正を指示するものとする。

- 3 前項の規定による指示があったときは、広告主は、広告の内容について補正し、県が指定する日までに補正後の広告デザインを提出しなければならない。

(広告の掲載)

第 10 条 広告主は、県が指定する日に公用車に広告を掲載しなければならない。

- 2 掲載期間は、三重県公用車（熊野庁舎管理分）広告掲載決定通知書（様式第 2 号）により通知した期間とする。
- 3 広告の再掲載を希望する広告主は、県が指定する日までに、三重県公用車（熊野庁舎管理分）広告再掲載届出書兼誓約書（様式第 4 号）を県に提出するものとする。
- 4 車両に掲載された広告は、県に譲渡されたものとする。

(広告掲載料)

第 11 条 広告の掲載料は、1 台当たり年額 24,000 円（月額 2,000 円）とする。

- 2 広告主は、前各項の規定による広告掲載料を、県が指定した日までに、県が発行する納入通知書により一括して前納するものとする。

(広告掲載料の返還)

第 12 条 県は、広告主の責に帰さない理由により広告の掲載を中止したとき、又は広告を掲載した公用車が廃車若しくは修理・検査等によって運行できない状況となったとき（期間が 7 日以上の場合に限る。）は、掲載しなかった日数に応じて、前条の規定により定めた広告掲載料に基づき、日割計算により算出した金額を広告主に返還する。その際の計算については、月の初日から末日まで掲載しなかった月については月額で計算し、それ以外の月については 1 ヶ月を 30 日として日割計算する。この場合において、1 円未満の端数があるときは、当該端数部分を切り捨てる。

- 2 県は、要綱第 8 条第 2 項の規定により広告掲載を取り消した場合において、既に広告掲載料が納付されているときは、納付済みの広告掲載料は広告主に返還しない。但し、複数月の広告掲載料を納付している場合は、広告の取り消しを通知した日の属する月の翌月以降の月に係る広告掲載料を返還する。
- 3 県は、要綱第 9 条の規定による広告掲載の取り下げを受理した場合において、既に広告掲載料が納付されているときは、納付済みの広告掲載料は広告主に返還しない。但し、複数月の広告掲載料を納付している場合は、広告の取り下げを受理した日の属する月の翌月以降の月に係る広告掲載料を返還する。
- 4 前各項の規定により還付する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告の撤去等)

第 13 条 広告掲載期間が終了した場合や、広告の掲載が取り消された場合及び広告の掲載を取り下げた場合は、広告主が車体から広告を撤去するものとする。

2 広告の撤去作業により車体の塗装のはく離等が生じた場合は、広告主が原状に復するものとする。

(費用負担等)

第 14 条 広告の作成、掲載及び撤去作業等は、広告主の責任において行い、その費用は広告主の負担とする。

2 広告の掲載後、県による公用車の運行に伴う事故により、広告を修復する必要がある場合は、県の負担により修復するものとする。

3 経年に起因する色あせ等に伴う広告の修復については、広告主の負担により実施するものとする。

(広告の変更)

第 15 条 広告主は、広告の掲載期間が複数月にわたる場合は、県にあらかじめ協議した上、当該広告の内容を原則として月単位で変更することができるものとする。その場合の手続きについては、第 9 条及び第 17 条の規定を準用する。

(広告主の責務)

第 16 条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告の内容等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、県に対して保証するものとする。

3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合には、広告主の責任及び負担において解決することとする。

(審査会)

第 17 条 要綱第 11 条の規定により、公用車広告の可否を審査するため、三重県公用車（熊野庁舎管理分）広告掲載審査会（以下「審査会」という。）を設ける。

2 審査会は別表 1 のとおり委員長及び委員をもって構成する。

3 審査会の会議は、委員長がその議長となる。

4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

5 審査会の会議は、委員長を含む構成員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。ただし、会議の審査の方法は、委員がデータベースシステムに意見を入力することで代えることができ、委員の過半数が入力することで成立する。

6 審査会の議事は、出席又はデータベースシステムに入力した委員の過半数をもつ

て決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

- 7 委員長は、必要があると認めるときは、審査会に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
- 8 委員長は、必要があると認めるときは、広告掲載の可否について、三重県公用車（本庁管理分）広告掲載審査会に意見を聴くことができるものとする。

（事務局）

第 18 条 審査会の事務局は、紀南地域活性化局地域活性化防災室に置く。

（協議）

第 19 条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、県と広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

（裁判管轄）

第 20 条 この要領に定める広告掲載に関する訴訟は、津地方裁判所に提訴するものとする。

附則

- 1 この要領は平成 25 年 9 月 24 日から施行する。
- 2 この要領は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 この要領は平成 30 年 11 月 30 日から施行する。

別表 1（第 17 条関係）三重県公用車（熊野庁舎管理分）広告掲載審査会委員

委員長	紀南地域活性化局 地域活性化防災室長
委員	紀南地域活性化局 地域活性化防災室 県民防災課長
	紀南地域活性化局 地域活性化防災室 総務課長
	熊野保健所 保健衛生室 総務企画課長
	熊野農林事務所 総務企画室 総務企画課長
	熊野建設事務所 総務・管理・建築室 総務課長

三重県公用車（熊野庁舎管理分）広告掲載申込書兼誓約書

平成 年 月 日

三重県知事 あて

住 所
申 込 者 印

（法人名称及び代表者名、事業所在地を記入・押印）

三重県の公用車（熊野庁舎管理分）に広告を掲載したいので、下記のとおり申込みます。

申込みにあたっては、法令等を順守していること、「三重県広告掲載要綱」、「三重県公用車（熊野庁舎管理分）広告掲載要領」及び「三重県公用車広告掲載基準」の広告掲載基準等を遵守すること、並びに、この申込みが事実と相違ないことを誓約します。

この誓約が、事実と相違することが判明した場合には、当該事実に対して県が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

記

1. 広告内容

- (1) 掲載希望対象車・台数 熊野庁舎公用車・__台
- (2) 掲載希望期間（最短1カ月単位）
平成__年__月～平成__年__月（計__カ月）
- (3) 掲載料（予定）
単価（2,000円）×__台×__カ月＝_____円
- (4) 主な内容（例：自社商品（〇〇）のPR広告）

※ 広告デザインの素案と、活動概要資料（パンフ等）、使用する粘着フィルム等の商品概要が分かる書類を添付してください。

2. 役員等（個人事業者の場合は代表者）に関する事項

職名	氏名	ふりがな	生年月日	性別

※ 枠が不足する場合は、別紙（任意様式）に記入願います。

3. 連絡先

- (1) 担当者名：
- (2) 担当部署：
- (3) 電 話：
- (4) F A X：
- (5) e-mail：

三重県公用車（熊野庁舎管理分）広告（ 掲載 ・ 不掲載 ）決定通知書

平成 年 月 日

様

三重県知事 ○○ ○○

平成 年 月 日付けで申込みのありました三重県公用車（熊野庁舎管理分）広告の掲載について審査を行なったところ、下記のとおり決定したので通知します。

なお、平成 年 月 日までに三重県公用車（熊野庁舎管理分）広告掲載要領第8条に基づく「三重県公用車（熊野庁舎管理分）広告掲載承諾書（様式第3号）」と、掲載しようとする広告デザインの確定版を提出してください。

※ 広告の規格（大きさ）は三重県公用車（熊野庁舎管理分）広告掲載要領第5条に基づくものとします。

※ 広告デザインの確定版は、提出済みの素案から変更がない場合は提出不要とします。

記

1. 広告掲載の可否

(1) 決定事項 掲載可 ・ 掲載不可

(2) 決定理由

2. 掲載決定車・台数 熊野庁舎公用車（車種： ） 台

3. 掲載期間

平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日 （ カ月間）

4. 掲載料 合計 円（月額 円× 枠× カ月）

三重県公用車（熊野庁舎管理分）広告掲載承諾書

平成 年 月 日

三重県知事 あて

広告主

印

三重県公用車（熊野庁舎管理分）広告掲載要領第8条の規定に基づき、下記の内容について承諾します。

記

平成 年 月 日付けで決定を受けた三重県公用車広告掲載について、「三重県広告掲載要綱」、「三重県公用車（熊野庁舎管理分）広告掲載要領」及び「三重県公用車広告掲載基準」に定める事項を遵守し、県から広告掲載に関する指示があった場合には誠実に対応します。

○掲載広告に関する連絡先

- (1) 担当者名 :
- (2) 担当部署 :
- (3) 電 話 :
- (4) F A X :
- (5) e-mail :

三重県公用車（熊野庁舎管理分）広告再掲載届出書兼誓約書

平成 年 月 日

三重県知事 あて

住 所
告 主 印

（法人名称及び代表者名、事業所在地を記入・押印）

平成 年 月 日付けで掲載決定を受けた三重県公用車（熊野庁舎管理分）広告について、再掲載（継続）をしたいので、下記のとおり届出ます。

なお、届出にあたっては、法令等を順守していること、「三重県広告掲載要綱」、「三重県公用車（熊野庁舎管理分）広告掲載要領」及び「三重県公用車広告掲載基準」の広告掲載基準等を遵守すること、並びに、この届出が事実と相違ないことを誓約します。

この誓約が、事実と相違することが判明した場合には、当該事実に対して県が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

記

1. 再掲載（継続）内容

- (1) 再掲載対象車・台数 熊野庁舎公用車・ ____台
- (2) 再掲載希望期間（最短1カ月単位）
平成 ____年 ____月 ~ 平成 ____年 ____月（計 ____カ月）
- (3) 掲載料（予定）
単価（2,000円）× ____台× ____カ月 = _____円

2. 役員等（個人事業者の場合は代表者）に関する事項

職名	氏名	ふりがな	生年月日	性別

※ 枠が不足する場合は、別紙（任意様式）に記入願います。

3. 連絡先

- (1) 担当者名：
- (2) 担当部署：
- (3) 電 話：
- (4) F A X：
- (5) e-mail：

